

証拠説明書

2018年
2012年11月19日

原告の地位確認訴訟	名誉権侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種目		作成者	立証趣旨
			別件訴訟1	別件訴訟2		
			号証	号証		
甲12	乙1	甲30	Sweden研究留学期間中における執行部・教務部とのe-mailによるやりとり	写し	吉井康雄	北村・樋口執行部による、原告の担当科目不開講、担当者差し替えという不法行為は、原告の名誉棄損に相応するという証拠。
		甲31	セメスター制(春学期、秋学期)導入に伴う情報環境コースの調整事項の連絡	写し	吉井康雄	原告が7全学の教務委員および経営学部情報環境コースカリキュラム委員として、セメスター導入に伴う調整をしたことを示す証拠
		甲32	原告の2部科目を非常勤講師に差し替えた証拠	写し	吉井康雄	北村・樋口執行部による、原告の担当科目不開講、担当者差し替えという不法行為は、事実であり、真実であるという証拠。
	乙83	甲33	2部科目「情報経営論Ⅰ」に関する受講機会を奪われた新1年生へのアンケート	写し	吉井康雄	北村・樋口執行部の不法行為は、学生への配慮を欠く、教育者としての資質が疑われる行為であることを示し、その原因となった原告の教育者としての責任が果たせなかったという自責の念を示す証拠である。
		甲34	2004年5月21日、経営学部教授会の反訳書	写し	吉井康雄	北村が、青水発言「プライバシー侵害」をどのように仕掛けているか、青水教授の矛盾する発言「そういうことがあったので、何とかしたいということもあって、国内留学をしたんです」などと対比させることにより、原告を貶めようとしていることを立証するのが狙いである。
		甲35	「青水先生から指摘された、プライバシーの侵害という訴えと資料の回収の件」配布文書	写し	吉井康雄	2004年5月7日の青水発言「プライバシーの侵害」「謝れ」「2004年2月23日配布文書を回収せよ」が事実であることを立証するのが目的である。
	乙136	甲36	「教授会議事に関するテープなどのメディアによる記録方法の採用のお願い」配布文書(2004年2月23日)	写し	吉井康雄	教授会メンバーに経営学部教授会の改善を求めて配布した文書である。留學制度の適切な運用のためには休講などの事実データを示すことがプライバシーの侵害となるようでは、経営管理不能となることを主張するための証拠である。
	乙138	甲37	井阪理事長に面会を求めた際の、「ガラス張り経営 松下幸之助」文書(2008年2月22日)	写し	吉井康雄	長期の執行部体制の弊害がバフハラを招くと指摘し、北村や二宮を理事会に連ねてはいけないと話す。 人権委員会にある懲罰規程も問題であることなどを指摘する。
		甲38	「吉井康雄さんの配布文書に対する人権救済の申立に関する人権委員会見解」文書(2005年2月10日)	写し	山田人権委員会委員長	青水教授の名誉棄損訴訟を終結させるにあたり、原告の行為には「人権侵害に相当する単法な行為」があるなどと評し、人権委員会に非協力的、不適切な言動があった断じ、この文書を学内掲示板に長期に亘り、公示している。これは原告の人権を侵害し、学内での原告の評価を貶める行為である。
		甲39	藤山弁護士による、人権委員会宛「御連絡」文書(2005年3月2日)	写し	藤山利行	甲38文書およびその公示に対する異議申し立てである。名誉棄損で訴えるには、その根拠を明示すべきにもかかわらず、全くなく、一方的な結論を導き、原告を非難することは原告の名誉を棄損しているとして訴えている。
		甲40	原告による藤山弁護士宛 2005年2月15日文書	写し	吉井康雄	甲38文書公示を教授会メンバーは、原告を挑発して墓穴を掘らせようとしている、理事会の場で処分しようとしているなどとみていることが記載されており、当時の風評を知る資料である。
		甲41	原告による藤山弁護士宛 2005年3月11日文書	写し	吉井康雄	3月9日教授会での青水発言「もうボツボツ教授会ではつきりさせないといけない」、3月10日の樋口発言「吉井を追い込む状況をあなたにお見せできないのが残念」は原告の教員の身分を奪う、それに近い動きを感じさせる内容である。
		甲42	「市場調査に関するバフハラ行為」文書 2005年4月12日～5月17日	写し	吉井康雄	二宮学部長が原告宛文書を無断で開封し、サイバープレインズに調査内容を問い合わせた行為は、間違いなく信書開封罪に相応する行為であることを立証する証拠
		甲43	「樋口氏訴状による名誉棄損調査委員会の質問に対する回答」文書	写し	吉井康雄	藤澤人権委員長(調査委員会委員長)に宛てた回答書で、樋口の訴えは名誉棄損行為には当たらないという事実を回答している。
	乙117	甲44	藤澤宏樹助教授のウェブ上の 2005年、2006年シラバス	写し	吉井康雄	樋口が吉井を名誉棄損で訴えたが、藤澤人権委員長が却下したため、北村らから担当コマ数に圧力を加えられる。
	乙88	甲45	教職員組合執行委員会文書「OH氏の処分に関わる経過と問題点について」	写し	組合執行委員会	元人権委員OH氏が、吉井を名誉棄損で訴えた樋口の訴えを退けたことにより、北村理事らにより退職に追い込まれ、組合が不当解雇と擁護したが、生活のために戦わずして退職したケース
	乙82	甲46	伊藤正之講師の昇格人事への圧力 2007年7月6日以降の教授会議事録より	写し	吉井康雄	2007年7月6日以降の教授会議事録を時系列にみれば、昇格人事が流れたのは、それを妨げる北村グループによる組織的な圧力があつたことを立証している。
		甲47	「カンニング不正処理を考える」文書	写し	吉井康雄	不法行為の連鎖を断ち切ることを目的とした文書で、樋口・北村のカンニング不正処理の学生自治会が配布した資料および、被告大学が自治会の解体を意図したウェブが実在したこと、そのウェブには樋口の名前もリストアップされていることを示している。
		甲48	「二宮学部長・理事による理事会からの質問要請に関する回答の控」文書	写し	吉井康雄	北村グループの二宮理事の質問要請には、里上裁判に乗じて、原告を理事会の場で処分しようとする意図が含まれていると推認される。それに対する原告の回答文書である。なお、原告が、北村、井形、池島らにより、特任人事を妨害されたが、その原告の裁判で、被告大学の虚偽事実の陳述、虚偽データの捏造を立証している。したがって、明白な、人を陥れようとする名誉棄損行為である。
	乙84	甲49	「二宮・樋口による担当コマ数減らし」 2006年1月13日教授会の音声の反訳書	写し	吉井康雄	吉井の週2回開講科目を樋口が新基準をつくり、週1回とし、二宮が「学部長要請」としたケース。これは、教育者としての地位を不安定にさせ、かつ、プライドを損なわしめる名誉棄損行為である。
		甲50	2005年12月16日と2006年1月13日の教授会 二宮・樋口・北村(NHK)による、担当コマ数減らしに関する問題点指摘事項	写し	吉井康雄	この文書は、当時どのように扱ったかの記憶がないが、受講生の事実データを添えて議論を求めた記憶はある。この文書より、NHKによる合意形成の根拠のない新基準による独断的な原告の持ちコマ数減らしは、少なくとも原告の地位を不安定にさせる意図があると推認され、名誉棄損の証拠となる。
		甲51	「北村グループによる不法行為からくる、精神的なストレスからくる諸病」文書	写し	吉井康雄	原告の健康ノートの抜粋を示すことにより、北村グループの不法行為は原告の精神および肉体にストレスを与えるものということを示す証拠である。
		甲52	北村グループによる不法行為からくる、精神的なストレスからくる諸病	写し	吉井康雄	2003年2月頃から始まる、北村グループによる教授会や人権委員会、理事会などを利用した原告を追い詰める不法行為は、原告の精神と肉体に大きなストレスを与えており、現在も、これに起因するとみせる膠原病と闘っていることを知らしめる証拠。
	乙87	甲53	「不正行為に関わる件」 門田学生委員長の学長報告文書	写し	門田俊夫	学生委員会の手続きに則つた不正行為処分を副学部長の立場にある樋口が北村学部長・理事とともにルール違反したことを示す証拠

証拠説明書

2018年
2012年11月19日

原告の地位確認訴訟	名誉権侵害等被告大学訴訟	当該訴訟	種目		原本写しの別	作成者	立証趣旨
			別件訴訟1	別件訴訟2			
			号証	号証			
	Z99	甲54	経営学部教授会決議方法について(動議) 2011年11月11日経営学部教授会		写し	北村 田中	事前には不知の議題を、当日欠席教員が事前投票することは不可能な議決方法を1年間試用する、井形執行部らの不正の意図を感じる規程である。
		甲55	「2012年のデジタル日記の抜粋」 4月～9月		写し	吉井 康雄	原告のデジタル日記より、北村グループの特任人事妨害の部分を検索し、名誉棄損の証拠とすることが狙いである。
		甲56	「新旧の特任教員任用規程 および、北村・井形・池島らが 偽装した新規規程の比較」表		写し	吉井 康雄	新規規程およびその運用を熟知した北村、井形、池島らによる悪意ある新規規程の偽装を示すことにより、原告の学内での評価および地位を妨害する行為として、名誉棄損とする証拠
	Z106	甲57	矛盾する池島の「カリキュラム変更無し」発言 2012年10月19日教授会の反訳書		写し	吉井 康雄	池島カリキュラム委員長は「経営学科のカリキュラムに変更はない」と説明、その一方で、吉井担当科目まで「不開講」とした、この矛盾こそ組織的な不法行為の証拠
甲14	Z3	甲58	吉井の特任人事は不受理と報告 2012年11月16日教授会(反訳書)		写し	吉井 康雄	井形は「誰が不受理としたか」には「学長」と答え、「その理由は」には「書類の不備」と答える。北村は「書類の不備とは何か」には「学部長が作成する書類が整わなかった」と答え、「どう整わなかったのか」には「教授会議議決ではない。止めましょう、はい、次」と答える。これより組織的な不法行為による名誉棄損が立証される。 なお、別件訴訟1と2の大阪高裁は、「書類の不備」はなく、特任申請要件は充たしていたと判示している。
		甲59	「2012年のデジタル日記の抜粋」 11月、12月		写し	吉井 康雄	原告が人権委員会、教職員組合に、被告大学執行部の不法行為を訴えたことが事実であり、ゼミ生が原告に対する不法行為の善処を求めてビラ配りをしようとしたことも事実であり、池島らが原告の要請でゼミ生に説明したのも事実であることを示す証拠である。
	Z139	甲60	吉井が裁判を決意する前に、学内組織が機能しているかを確認したメール集 (2012年11月～)		写し	吉井 康雄	学内の人権委員会、教職員組合に、バフハラ、地位確認を訴えるが、人権委員会はバフハラではない、教職員組合は取り合わずと拒否している。これは、北村がこれら組織に圧力を行使しているためと推測される。
		甲61	「大阪経済大学教職員組合」宛文書 2012年11月19日		写し	吉井 康雄	原告の特任教員の手続き過程において、計画された悪意を感じるバフハラを経験したため、経営学部をマネージする北村、井形、池島に、組合として、働きかけることを要望した文書。結果は取り扱わないという回答であった。
		甲62	「人権委員会」宛文書 2012年11月19日		写し	吉井 康雄	原告の特任教員の手続き過程において、計画された悪意を感じるバフハラを経験したため、経営学部をマネージする北村、井形、池島に、人権委員会として、働きかけることを要望した文書。結果はバフハラではない、適正な行為という回答であった。
		甲63	教授会終了後の、人権委員との会話 2012年12月13日		写し	吉井 康雄	人権委員は、原告の人権委員会への訴えは、個人対個人は扱うが、組織対個人は荷が重すぎて扱えないと説明する。これは、既に北村が人権委員会などに手をまわしているということが推測される証拠である。
		甲64	「池島、吉野らによる吉井ゼミ生への説明」 2012年12月13日		写し	吉井 康雄	原告のゼミ生に今後のゼミの扱いを説明する説明化の一コマである。ゼミ生「吉井先生が不必要やから辞めよ」といった質問に、池島は「定年退職すじです」と答え、井形の特任辞退要請の録音を聞いているゼミ生の答えにはなっていない、虚偽発言に終始したことを示す証拠である。
		甲65	「井形・池島の原告の担当科目に関する 教授会での無責任発言」 2013年1月18日教授会		写し	吉井 康雄	原告の1部科目の2部重複開講について、池島は「強制した覚えはない」、井形は「以前から2部は持たれないということ」と焦点をはぐらかし、情報バリエーションエンジニアリングという科目については、池島は「そこまで今後はいらぬという話です」と発言する。これらの発言は、1部科目の2部重複開講を仕掛けた2名であり、原告の科目を全て不要とした当事者ゆえに、原告の名誉棄損を立証する証拠である。